

倶知安町社会福祉協議会

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人倶知安町社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款（以下「定款」という。）第10条及び第25条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員 定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員 定款第18条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 報酬 職務遂行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (4) 費用弁償 職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員及び役員は、定款第10条及び第25条の本文の規定により無報酬とする。
2 評議員及び役員には、定款第10条及び第25条の但し書の規定により費用弁償を支給することとし、費用の額及び支給方法については、役員等実費弁償並びに職員の旅費に関する規程（倶知安町社会福祉協議会規程第13号）に定めるところによる。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号の規定により報酬等の支給の基準に関する書類として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、一部改正し、平成29年9月1日から施行する。